

令和4年第8回ニセコ町議会臨時会

令和4年11月14日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第 1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 4号 請負契約の変更について（ニセコ町役場旧庁舎解体工事）
- 9 議案第 5号 平成4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第 6号 平成4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 11 議案第 7号 平成4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（10名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | |
|-------------------|-------|
| 町 長 | 片山健也 |
| 副 町 長 | 山本契太 |
| 会 計 管 理 者 | 加藤紀孝 |
| 総 務 課 長 | 福村一広 |
| 防 災 専 門 官 | 青田康二郎 |
| 企 画 環 境 課 長 | 高瀬達矢 |
| 税 務 課 長 | 鈴木健 |
| 町 民 生 活 課 長 | 富永匡 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 桜井幸則 |
| 農 政 課 長 | 中川博視 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | |

| | | |
|------------|-----|----|
| 農政課参事 | 山田浩 | 二智 |
| 国営農地再編推進室長 | 石山 | 徹 |
| 商工観光課長 | 齋藤 | 進 |
| 商工観光課参事 | 三上 | 雄 |
| 都市建設課長 | 黒瀧 | 敏 |
| 都市建設課参事 | 橋本 | 啓 |
| 上下水道課長 | 石山 | 康 |
| 総務係長 | 樋口 | 範 |
| 財政係長 | 浅井 | 理 |
| 教育長 | 片岡 | 辰 |
| 学校教育課長 | 阿部 | 信 |
| 町民学習課長 | 中村 | 正 |
| こども未来課長 | 淵野 | 伸 |
| 学校給食センター長 | 三橋 | 公隆 |

○出席事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 前原功治 |
| 書記 | 佐藤秀美 |

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工課観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の職員です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日 1 日よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第 4、承認第 1 号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。横長の議案で、左上に承認第 1 号とある資料の 1 ページをお願いいたします。

承認第 1 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求め。令和 4 年 11 月 14 日提出、ニセコ町長、片山健也。

1 枚おめくりいただきまして、こちらが令和 4 年 10 月 4 日付の専決処分書でございます。

次のページでございます。補正の内容でございます。

令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,598 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 3,188 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 10 月 4 日、ニセコ町長、片山健也。

今回の専決処分につきましては、国の補正予算の配分通知が 9 月 20 日にございまして、その使途につきまして子育て世帯の給食費相当分を商品券で支援することとし、その利用期間を確保するために早めの執行が必要であったため、議会開会の日程がとれず、10 月 4 日付の専決処分にて取扱いをさせていただくというものでございます。

それでは次のページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 6 ページ、歳出を 7 ページに載せてございます。

8 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

9 ページの歳出でございますが、今回の補正額合計は 2,598 万円。こちらの財源内訳は 2,756 万円が国庫支出金、それから、158 万 4,000 円の減額が一般財源ということでございます。

それでは歳出からご説明をいたしますので、12 ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳出、2 款 1 項 23 目新型コロナウイルス特別対策費でございます。全体事業費として 2,598 万円の専決補正としております。この事業はコロナ禍にあつて、子育て世帯に対し給食費相当額を商品券として配布することにより、その暮らしを支え、加えて町内消費を喚起し、域内経済活動を下支えする事業をニセコ町とニセコ町商工会が連携して実施するというものでございます。ニセコ町に住所を有する高校 3 年生以下に相当する平成 16 年 4 月 2 日以降生まれの方に対し、1 人 3 万円分の商品券を配布します。また、母子手帳交付済の妊婦さんにも 3 万円分の商品券を配布いたします。対象人数などは 830 人を想定しております。本日現在で 479 世帯、819 人分の発送作業を終えておまして、既に 9 割を超える方が受け取りを完了しているということでございます。当該商品券は事業実績報告などの関係から、令和 5 年 1 月 15 日を使用期限としているものでございます。では、予算の内訳でございます。3 節時間外手当は 25 万円を計上。10 節印刷製本費 3 万 7,000 円は商品券を送付する封筒の印刷。11 節通信運搬費 20 万円は商品券送付送料。18 節商品券発行事業補助 2,549 万 3,000 円は、事業を実施していただく商工会に対する補助で、内訳は 3 万円掛ける 830 人で 2,490

万円。商品券印刷で42万5,000円。それから、消耗品・振込手数料などの経費を合わせて2,549万3,000円としているところでございます。

続きまして、歳入についてでございます。10ページをお開きいただきたいと存じます。15款2項1目1節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,756万4,000円。こちらは電力・ガス・食料品など価格高騰重点支援地方交付金といたしまして、令和4年9月20日付で国から同額の交付限度額が示されたことから、これを財源として歳出で補正した対象経費2,598万円でございます。これに充当するため補正するというものでございます。なお、差額の158万4,000円は既に予算措置している新型コロナウイルス特別対策事業に充当するというものでございます。

11ページでございます。20款1項1目1節の前年度繰越金158万4,000円の減額。こちらは先ほどご説明をいたしましたとおり、既に予算措置している事業に充当するための補正でございます。

なお、今回の専決補正の詳細につきましては、別紙の補正予算資料No.1にまとめてございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第1号については以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最初に確認をさせていただきたいんですが、説明の中で9月20日に国からの通知があり、その用途について商品券で配布するということの説明がなされましたけども、この商品券で配布するという事は国の要綱等に定まって進められるものと解してよろしいかどうか、確認の意味で質問いたします。

それと関連いたしまして、商品券での支援、一方では使い道を自由にできる現金給付というようなやり方の2つの考え方があろうかと思いますが、今回商品券とした主な理由について、子育て支援の観点からお知らせいただきたい。

もう一つ関連しますけども、町内在住の18歳未満、いわゆる子育て世帯に関わる部分ですけども、ニセコ町の特殊性として、中学校が終わった後に都市部の高等学校に進学する例も見受けられます。とすれば、親元から離れて住民票を移されている方もいるかもしれない。そういう方に対してどう手を差し伸べていくかということも非常に重要な観点かなと思います。既に考慮されていることかもしれませんが、その点についてもお伺いをしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） こども未来課長。

○こども未来課長（淵野伸隆君） ただいまご質問いただきました点について、回答をさせていただきます。まず1点目、商品券での配布が国の要綱どおりかということでございますが、国の要綱ではそういった縛りは特にないと承知しております。国のほうで今回の交付金の用途の奨励メニューとして、小・中学生の保護者の負担を軽減するために学校給食費等の支援ということが挙げられてございます。その方法として、ニセコ町は商品券を選択したということでございます。

続いて、自由な現金としての配布ではなく、商品券とした理由ですけれども、今回町内消費を喚

起するという点からも商品券とさせていただきます。今の時期からは、子育てについても新年度に向けた学用品の準備ですとか、冬期に向かって様々な学習用品の準備、例えばスキーのリフト券ですとか、そういった時期にあたるかと考えております。そういったところを町内で利用いただいて、町内消費を喚起したいという思いもありまして商品券での配布とさせていただいたところでございます。

それから最後に、高校生への支援の配慮という部分でございます。ご指摘のとおりニセコ町の高校生については、都市部へ進学されている方も多いと承知しております。その中で住民票を置いたままにされている方、それから都市部のほうに親とは別に住民票を移されている方、いろいろな形態があるかと思えます。今回その点について十分配慮するように考えたところでございますが、どの子どもがどこの高校に進学しているかという家庭の実態まですぐにつかむというのは時間的な制約もございまして、なかなか難しかったというところがあります。そのことから、今回は住民票を置いているお子さんということに限定して、この事業を実施させていただいているところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 先ほどの副町長の説明では、若干異なるように伺いました。つまり、商品券での配布に関しては、何ら捉えられることはないという国の定めだというふうに思いました。であれば、現金給付と商品券での配布というあたりの差異を十分整理されてお決めになったのかというあたりも、お話を伺えればというふうに思えます。といいますのは、本来この給付の目的は学校給食における食材等が高騰する中であって、地方公共団体の判断によって食材の増額分負担の軽減等を本来目的としているというふうに理解をしていたんですが、そうではなくて、さらに枠を広げて対応するということが可能だというふうな説明だったと思えますので、その点をもう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。

それから、対象者の把握については住民票が全てなんだろうと思えますけれども、人口若干 5,000 人弱の町で 18 歳未満の子どもたちの追跡っていうのはそんなに不可能なことなのかというふうに思えます。例えば中学校を卒業した後の子どもたちの動態がどのようになっているのかというあたりの追跡、もしくは住民票を移動した場合の動きなども、町として把握は可能でないのかなというふうに思えます。その辺を再度お伺いしたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） こども未来課長。

○こども未来課長（淵野伸隆君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。まず現金給付との差ということでございますが、今回検討の中で先ほど説明した国からの推奨メニューのとおり、学校給食費を現在口座振替・現金納付等いただいておりますが、それを全く免除するという方法もあるということで検討をしております。これであれば実質現金を支払わなくていいということになるかと思えます。ただ国の制度などもありまして、例えば幼児センターでは所得や家族構成に応じて給食費が減免されている家庭、それから通常どおりお支払いいただいている家庭と色々な形態がございます。学校給食のほうも町の第三子給食費免除など、いろいろな制度を運用させていただいているところです。その中で、今回給食費が全く免除になる方、免除というか現金給付相当ということで支払わなくてよくなる方とそうでない方いろいろな方がいらっしゃる中で、全体の公平性という点で商品券を配ったほうが、今回の事業の趣旨である物価高騰対策という点からも家庭に届きやすいのではないかといたったところで、商品券を選択しました。

それから、もう一つの対象者の把握というところで高校生の部分でございますが、私どもも子どもたち、保護者の皆さんと日常いろいろなやりとりをする中で、大体のところはつかんでいるつもりです。ただ、きちっとしたそれを情報として整理をしているわけではありませんので、なかなか短時間でこの情報を集めるというところまでは至らなかったということで、ご理解いただきたいと考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 学校給食費に関わってなんですけども、今回の国の制度と申しますか運用としては、学校給食の食材費の値上げ等、いわゆる保護者転嫁する部分を国のお金を使って緩和していきましようというような考え方だと思っておりますが、ニセコ町の学校給食に関わって、まだ納められていない額がどのくらいあるのか、滞納されている額がどのくらいあるのか。これは恐らく過去数年にわたって積み重なっている部分もあるだろうし、また、今年度滞納されている部分もあると思うんですけども、そういうところも少し整理されていく必要もあるのではないかなと考えます。その辺でそれらの額がもし分かればお知らせいただきたいと思っております。

それから、保護者にとってこの給食費が負担と感じられるという部分がもしあるとすれば、今現在も食材費等の値上げ分を町費負担として予算化しているわけですけども、さらにそれを進めていくべきじゃないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの最初のほうの子育て世代の関係について、ご説明申し上げたいと思っております。当初、課長が言っていたとおり学校給食費を免除しようという方向で検討させていただきました。2年前も冬季間、コロナ対策として半年間学校給食費の免除をさせていただきました。今回の制度自体は物資の値上げ分の差額という考え方もありますが、子育て世帯を支援するというのも国のメインの事業でありまして、私たちはそこを学校給食費をもって支援しようということで、整理をさせていただいたものでございます。その差額分を応援することじゃなくて、学校給食費を応援したいという前提で制度設計をしたということでもあります。その中で、前回やった反省として、学校給食費を食べたくても食べられないお子さんもおられます。例えばインターナショナルスクールであるとか、幼児センターに入れないうちも、いろんな事情があつて、給食を食べしていないお子さんの家庭にはお金がいかないわけでありまして。公平性・平等性を担保するためには、相当額をきちっとご家庭に渡すべきだという判断に至ったわけでありまして。その中で、現金給付でやる考えももちろんありますが、町内の消費を喚起して、できるだけ経済を地域で回したいと。そのためには地域で徴収をいただくことが、コロナ禍で疲弊する商工の皆さんにも大きな価値を生むのではないかとということで、商品券にさせていただいたということです。

学校給食費の納められている額と納められていない額につきましては、現在手元に資料がないので、休憩をいただいて確認をさせていただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 29 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（片岡辰三君） 篠原議員の先ほどのご指摘・ご質問にお答えしたいと思います。給食費の滞納額につきましては、平成 27 年から令和 3 年までで 395 万 4,000 円ほど未納ということでございます。今年になってそれぞれ回収、また、かなり年数が経っていて時効というようなこともあったりして回収できないものもございますけれども、現在かなりの部分で回収というか、納めていただいております。過去の部分につきましては、今後さらに一定程度整理をしていかないと、なかなかその保護者等の捕捉ができない状況でございますので、今年度取り組んでいるところでございます。

（何事か声あり）

○教育長（片岡辰三君） 現在納めていただいた額は約 60 万円です。一方で時効成立ということで、欠損・・・

（何事か声あり）

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 令和 4 年度 4 月から 10 月までの滞納額を聞いています。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 令和 4 年度の滞納額ですか、はい。今手元には詳しい資料はありませんが、今年度は滞納が 2 か月ほど続いた場合には、小まめにその都度電話するなどして、滞納が出ないようなかたちでは進めてございます。今現在の金額は確認してございません。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 私はこれまでと今年度というふたつ立てで質問をいたしました。

○教育長（片岡辰三君） 今確認させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 37 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本副町長。

○副町長（山本契太君） 時間がかかってすみません。まず、今年度の給食費の調定額が全体で 2,673 万 8,000 円をいただくということになっています。その分の今月まで、もしくは納期の最終日までというような部分で、滞納がいくらかということを担当と話をさせてもらったんですが、システムの中で個人個人の滞納部分はすぐ出るんですけども、合わせていくらというのがすぐに出ないということでした。これについては、この会議中に分かればお答えしますし、もうちょっと時間がかかるようであれば改めてお示しさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 最後にひとつよろしいですか。今質問をして明らかになったのは、子育て世帯への支援ということは確かに大事なことだというふうに思いますけども、一方では学校給食費に対する相当分の支援ということも十分加味して捉えて進めるべきであったのではないかとこのように思いますし、また、これまでの 400 万弱の滞納があるということは、先ほど公平性ということ

を第1に考えられたということですが、一方では滞納されている家庭もあるということですから、その公平性というのはどう担保されるのかというあたりも、教育委員会としてしっかり議論されて、今回の事業として取り組むべきだったのではないかとすることを指摘させていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 質問に対する詳細の金額を全てお答えできなくて、大変申し訳なく思っております。まず議員からご指摘いただきました滞納に関してどうかということですが、現在コロナ禍の厳しい状況の中で、未払いがあるから応援しないということにはならないのではないかと考えております。皆さん一生懸命生活をしている中で、家庭の事情によってやむを得ず少し延ばさざるを得ないご家庭もあるわけですし、そこは逆に支援すべきではないかと私も考えて、学校給食費6か月の相当額を計算し、今回一律全てのお子さんに届くようにという制度設計をしたものでございます。

それから、住民票を基準とするということに決めておりますが、そんなに多くはないとは思いますが、例えば移転しているお子さんがもしいた場合、それをどういう基準でやるかという制度設計が実は相当難しく、もしいい案があればご教示賜れば大変ありがたいと思っておりますが、1人でお子さんが町外へ出ている、あるいはお父様かお母様と一緒に出ている、どなたか親権者が1人ニセコにいればいいかということになると、お父さんはニセコにいて、いろんな事情でご家族が札幌におられる方がいる場合も当然ありますし、どこで分けをするかっていうのは難しい問題ではないかというふうに思います。ニセコはもとより単身赴任者がたくさんおられますので、一親等がいた場合は応援するのかですとか、その辺の制度設計が実は相当難しいということもありまして、住民票があるご家庭、そのお子さんに応援するというのが最終的に妥当でないかという結論に達したわけでありまして。またこれにつきましても、公平・平等という観点で相違といいますか異論等があれば、ご教示賜れば大変ありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今回の支出に関しましては、今ご説明ありましたように、まずは諸物価の高騰に対応するものであると解釈します。それをニセコ町としては、子育て支援という政策と商品券で地域経済を潤すというものをドッキングさせて、今回のような給付をするということになったと解釈いたします。その上で、今いろいろ議論がありましたように、教育費全体の無償化をどのように進めていくかという観点から、これまで幼児センター対象者に対する給食費の問題など段階的に進めていると思いますが、今後の18歳までの給食に関わる公費負担、公費といいますか家計の負担ですね、こういったものをコロナの問題とは別にしても、今後どのように考えているか、教育費全体を無償化に持っていく過程として、どのように考えているかお聞きしたいのが一つです。

それからもう一つは、今問題になっておりますのは諸物価の高騰です。今回は子育て支援に重点を置かれましたけれども、例えば光熱費という意味では水道料金ですとか、あるいはいろいろな燃料費、電気料、そういったものの負担が増えてくるわけですが、そういったものに対する応援っていいですか、そういうものは今後あり得るのかどうか。例えば、福祉灯油も現在制度化されておりますが、この金額の上限を上げていくとか、そういったことがいくつか考えられるわけですが、その辺について構想といいますか、何らかの考えがあればお聞きしたいと思っております。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。給食費の将来的な無償化についてですが、これまでもいろんな場で言うておりますけど、日本国憲法では義務教育はこれと無償とすると規定をしているわけでありまして。しかし、学校の副読本であるとか、様々なご家庭の負担というのが多いわけでありまして、給食費も本来義務教育までは、国の責任において無償化すべきだと私自身は思っております。しかしながら現在、そこまで国は持ち出してないということで、各自治体においては給食費の半額助成であるとか、町村によっては完全無償化ということに踏み込んでいる自治体もございます。過去ニセコ町の税収が6億5,000万、大体6億円ぐらいまで落ち込んだ時期もありますが、現在は8億前後で、コロナが完全に抜けますと10億ぐらいの税収にはなるのではないかと考えております。しかし、やっぱり経常的に3,000万4,000万というお金が負担となっていくっていうのは、将来的に大きな財政負担となってまいりますので、義務教育の完全無償化も目標ではありますが、そういった中でもう少し財政の将来像、20年先あるいは30年先まで安定的にそれができるような状況の見通しが立ちましたら、無償化等には踏み切っていきたいと考えているところであります。また全般的な諸物価に対して、今後の支援等ではありますが、現在国の補正予算によりまして、そんな大きくありませんが、こういった経費も出されるという情報を得ております。現在一般財源の持ち出しも実は相当しているところから、今後こういった国から実際に来る額も見ながら、全般的な支援については調整してまいりたいと思っております。このあと既に予算化をされております非課税世帯の応援ですとか、そういう面でもこれから随時、これまで予算化されたものについても、今後出ていくものもありますし、総合的な観点からできるだけ住民の皆さんの生活支援、高騰対策には取り組んでまいりたいと考えております。ただ水道料につきましては、現在水道については相当な覚悟を持って整備をしていきたいと考えておりますので、水道料をいじるという考えは現在のところありませんし、国の会計検査等の指摘でも水道料を減免するというのは好ましくないとはっきり出ておりますので、その辺十分配慮しながら進めてまいりたいと考えているところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 基本的な考え方は了解いたしました。確かに義務教育費無償化は憲法にうたっているのだから国の責任だとは思いますが、ただ、それが実現するまでの間、仮に全面的じゃなくても一歩ずつ自治体の能力の範囲ではありますけれども、ご検討いただければと思います。

それから水道料金の話がございましたけども、自治体によってはこれを何か月か減免するとかということを実施している自治体もあると聞いております。そういう意味では、完全に対象から外するのがどうか、それはニセコ町の町としての判断でありますけれども、全体的に町民生活にとってどこが負担になっているのかということも考慮した上で、これからの諸政策を打ち出していただきたい。これは私の意見でありますけども、ぜひ考慮いただきたいと思ひます。

○議長（猪狩一郎君） 答弁はよろしいですか。

○8番（高木直良君） はい。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号から日程第11 議案第7号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第11、議案第7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの7件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第5、議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらの臨時会議案の2ページをご覧くださいと存じます。

議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。 令和4年11月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページをご覧くださいと存じます。下の提案理由でございます。令和4年度の人事院勧告において、勤勉手当の増額改定が勧告されたことから、議会議員に係る期末手当の支給月数0.1月引き上げを行うため、本条例を提出するというものでございます。人事院勧告によりまして、6月と12月の期末手当をそれぞれ0.05月、合わせると年額にして0.1月分増額するというところでございます。

3ページ上段の改正条例の本文でございます。まず、本年度の支給に関わる条文として第1号ですが、議員各位の期末手当について現行条例第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改めることで、本年度の期末手当を100分の10、0.1月分でございますが増額することとなる改定でございます。12月で0.1月分の全てを増額するということとなります。今年度についてはという意味でございます。その下、第2条では来年4月以降について6月に0.05月、12月に0.05月、合わせて年間0.1月増額するという改定となります。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行しますということでございます。

最後に、議案の3ページの下、この条例改正に関する町民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条により、令和4年11月8日にニセコ町議員報酬等審議会を開き、人事院勧告どおりの答申をいただいております。その旨ご報告を申し上げます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。4ページをご覧くださいと思います。

議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日提出、ニセコ町長、片山健也。

5 ページをご覧くださいと思います。提案理由でございます。令和 4 年度の人事院勧告において、勤勉手当の増額改定が勧告されたことから、特別職に係る期末手当の支給月数 0.1 月引き上げを行うため、本条例を提出するというものでございます。先ほどの議員各位の期末手当増額と同じ内容でございますが、特別職の期末手当を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.05 月合わせると 1 年間で 0.1 月増額するという内容です。

5 ページ上段の改正条文をご覧くださいと存じます。まず、本年度の支給に関わる条文として、第 1 条 特別職の期末手当について、現行条例第 6 条第 2 項中「100 分の 215」を「100 分の 225」に改めるということで、結果、本年度の期末手当を 100 分の 10、0.1 月分増額するという改定でございます。その下、第 2 条では来年 4 月以降について 6 月に 0.05 月、12 月に 0.05 月、合わせて年間 0.1 月増額するという改定になります。

その下、附則ですが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。

最後に議案の 5 ページ下、この条例改正に関する町民参加について、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条により、令和 4 年 11 月 8 日のニセコ町議員報酬等審議会において諮問を行い答申をいただいているというところでございます。

議案第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 7、議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

6 ページをご覧くださいと思います。議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり裁定するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日提出、ニセコ町片山健也。

11 ページをご覧くださいと存じます。今回の提案理由でございますが、令和 4 年度の人事院勧告において、民間の支給割合との均衡を図るため、給料表及び勤勉手当の支給率の増額が勧告されたことから、国家公務員に準拠することとし、改正するため本条例を提出するという内容でございます。

では、7 ページの改正条文をご覧くださいと存じます。第 1 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するとしまして、まず第 15 条の 2 第 2 項第 1 号中とあるのは職員の勤勉手当でございますが、これを再任用職員以外の職員については算定割合を 6 月と 12 月の年間 2 回分を合わせまして、12 月に 10% 引き上げ、再任用職員についても、算定割合を年間で 5% 引き上げる増額改定ということでございます。これも 12 月に実施をするということでございます。その下、別表第 1 を次のように改めるとありますが、これは職員の月例給を 0.23% 引き上げる内容で、その内容を反映した別表を 10 ページの中段まで掲載してございます。それから、第 2 条でございますが、勤勉手当について再任用職員以外の職員については、6 月と 12 月の 2 回の支給において、それぞれ 1 回の引き上げ割合を 5%、また再任用職員についても 6 月・12 月の支給において、それぞれ 1 回の引き上げ割合を 2.5% 増額改定するという内容でございます。

その下、附則の第 1 条でございますが、増額割合を 6 月と 12 月の年 2 回に分けて実施する日時

を令和5年4月1日からとしております。その下、第2項は職員の勤勉手当及び月例給の増額支給は、今年4月に遡って実施するという旨の規定でございます。その下、第2条は既に支給している給与と増額改定後の給与については、その差額を支払うという規定でございます。

最後11ページ下ですが、この条例改正に関する町民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続きを要しないとしているところでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

日程第8、議案第4号 請負契約の変更についてご説明をいたします。議案の12ページでございます。

議案第4号 請負契約の変更について（ニセコ町役場旧庁舎解体工事）。

次のとおり令和4年6月10日に議決を受けた請負契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、変更契約の目的、ニセコ町役場旧庁舎解体工事。

2、変更契約の金額、変更前の契約金額1億560万円、変更後の契約金額1億321万3千円、238万7,000円の減額ということでございます。

3、変更契約の相手方、中野・ニセコ環境経常建設共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字ニセコ446番地、有限会社中野産業、代表取締役、中野豪。

令和4年11月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件は契約金額が238万7,000円の減額となる変更について議決を求めるもので、金額以外の変更はございません。次に、契約金額変更の内容でございますが、旧庁舎解体工事について当初図面などで確認できなかった基礎下場のラップルコンクリート、軟弱地盤の代わりに建物を支えるコンクリートのことだそうでございますが、このラップルコンクリートが発見され、その撤去が必要となり経費の増加となりました。一方で、基礎ピット内、これは基礎を形成するコンクリートの空間でございますが、そのコンクリートの空間内の残土が予想以上に発生したことから、これを活用し、残土処分対応や法面形成など残土利用工法を一部変更し、周辺の地盤が崩れないよう支える構造物をつくる工事、いわゆる山どめ工事のためのH鋼本数を減らすとともに、横矢板工法の施工範囲を縮小させ、また、工事完了後の落下防止フェンスによる囲いの延長を170mから86mに縮小させるということができ、経費の減額となりました。これらを合わせ、設計積算の精査をしたところ238万7,000円の減額となるということでございます。

議案の第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,490万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,679万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月14日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページ載せてございます。

4ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入、5ページでございますが、今回の補正額合計5,490万9,000円。こちらの財源については国道支出金が4,525万2,000円、一般財源が965万4,000円となります。その内訳でございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、9ページをご覧くださいと存じます。

1款1項1目3節議員期末手当213,000円の計上。人事院勧告の実施により、議員各位10名の本年度の期末手当0.1月分の増額改定でございます。

10ページ、2款1項1目は普通旅費、会場使用料、コンピューター借上料合わせて55万2,000円の計上でございます。これにつきましては、令和4年4月付職員採用について、後志町村会試験や町による社会人採用試験を実施しておりますが、適切な人材の確保に至っていないため、本町及び東京に試験会場を設け人材確保を進める経費ということでございます。12月実施を想定しております。8節旅費27万9,000円は、面接を含む東京での試験を実施する3名分の旅費。13節会場借上料16万円は、全国町村会館を想定した面接等試験会場の借り上げ、コンピューター借上料11万3,000円は、会場で受験者に適性試験などを実施するためのタブレット借上費用ということでございます。

その次、17目3節住居手当81万5,000円。こちらは職員の新規採用や転居に伴う増額更正でございます。特別職期末手当20万3,000円は、人事院勧告実施に伴う特別職3名の期末手当の増額でございます。その下、勤勉手当220万9,000円についても人事院勧告実施に伴う一般職の勤勉手当の増額ということでございます。

その下、20目14節役場旧庁舎解体工事238万7,000円の減額です。先ほど議案第4号でご説明したとおりでございますが、当初図面等で確認できなかった基礎下場のラップルコンクリートの撤去に要する費用の増と、基礎ピット内の残土が予想以上に発生したことからこれを活用し、山どめ工事のH鋼本数を減らし横矢板工法縮小、また落下防止フェンスを縮小させることで238万7,000円の減額補正となるというものでございます。

23目18節公共交通感染拡大防止対策給付金280万円は、新型コロナウイルス感染症が流行する中、通院や買物など町民生活のために必要な公共交通の維持確保に努めている公共交通事業者を対象に、運行車両などの感染拡大防止に対する支援として、昨年度に引き続き給付金を支給します。内訳は一般乗合旅客・貸切旅客自動車、いわゆる乗合いバスと貸切りバスでございますが、こちらは1事業者あたり250万円を上限、一般乗用旅客自動車、タクシーなどでございますが、こちらは1台当たり定額2万円として考えているところでございます。

その下、24目臨時特別給付金事業費については、国の物価賃金生活総合対策本部で電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯など1世帯当たり5万円を給付するということとなり、給付に係る経費について補正するというものでございます。補正総額は4,348万3,000円です。対象世帯は815世帯を想定し、いわゆるプッシュ型については令和5年1月末ごろから給付開始を予定します。また、家計急変世帯などの申請期限は1月31日を予定しています。財源は令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、電力・ガス・食料品等を低価格高騰緊急支援給付金ということでございますが、こちらにおいて補助対象となっているということでございます。内訳ですが、10ページ1番下、1節会計年度任用職員報酬はパートタイム職員3か月分の報酬。11ページ、3節通勤手当は同じく会計年度任用職員の3か月分の通勤

手当、時間外勤務手当は保健福祉課職員の時間外です。4 節社会保険料は会計年度職員の 3 か月分を計上。10 節消耗品は文具などの購入、印刷製本費は通知用封筒印刷です。その下、11 節通信運搬費は申請書・交付決定書等発送郵送料、広告料はラジオニセコでの広告費用、手数料は新聞折込手数料、口座振替手数料は給付する 5 万円の振込手数料です。13 節複写機使用料を計上しております。18 節は給付システム改修のため、北海道自治体情報システム協議会への負担金を計上しているものがございます。この事業本体の臨時特別給付金として、非課税世帯 800 世帯、家計急変世帯 15 世帯、合わせて 815 世帯に 5 万円を給付するため、4,075 万円を計上してございます。

3 項 1 目 3 節時間外勤務手当 37 万 2,000 円。こちらは住民登録、マイナンバーカード、休日対応を含む戸籍事務等の時間外で、特にマイナンバー関連業務では会計年度任用職員 2 名を募集しましたが応募者が 1 件もなく、職員で業務を行っている状況に伴い、事務が増大したことにより時間外勤務手当の不足が見込まれるという補正でございます。

続きまして 12 ページ、3 款 1 項 2 目 18 節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助 109 万 9,000 円。平成 22 年度購入の除雪機、12 年が経過しておりますが、ハイツ、デイサービス、グループホームの冬季間の避難通路などの確保に使用していますが、経年劣化により修繕が必要なため修繕費を補正するというものです。

続きまして 13 ページ、4 款 1 項 1 目 27 節簡易水道特別会計繰入金 13 万 9,000 円は、簡易水道事業特別会計繰入金の増額、人事院勧告に伴う人件費の増でございますが、これに伴い一般会計繰出金を増額するというもの。

それから 14 ページ、6 款 1 項 3 目 18 節経営所得安定対策推進事業補助 176 万 9,000 円。こちらは、現在利用しているインテック社の水田台帳システムデータを、新たなシステムに移行する費用について補正するというものです。なお、歳入も同額補正をしております。このデータ移行は、今後経営所得安定対策事業においても、eMAFF と呼ばれる農林水産省共通申請システムで農林水産省に関する各種手続をインターネット上で行えるサービスを活用するために行うシステムの移行ということでございます。

15 ページ、8 款 6 項 1 目 27 節の公共下水道事業特別会計繰入金 13 万 2,000 円。公共下水道事業特別会計の繰入金の増額、こちらも人勸に係る人件費の増でございますが、これに伴い一般会計繰出金を増額するというものでございます。

その下、7 項 1 目 10 節修繕料 351 万円は公営住宅・コーポ有島・特定公共賃貸住宅について、総計で 396 戸の維持管理をしていますが、年々経年劣化等により修繕箇所が増えており、予算不足が見込まれることから補正をするというものでございます。

続いて、6 ページの歳入でございます。15 款 2 項 1 目 1 節子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 4,348 万 3,000 円。先ほどご説明をいたしました令和 4 年度のこの事業の支給要領が令和 4 年 9 月 26 日に改定され、住民税非課税世帯等へ 5 万円の給付を行うこととなり、財源となる国庫補助金を補正するというものでございます。補助率は 10 分の 10 と全額でございます。

7 ページ、16 款 2 項 4 目 1 節経営所得安定対策推進事業補助金 176 万 9,000 円。先ほどご説明しました現在利用しているインテック社の水田台帳システムデータを移行し、農林水産省のシステムを活用できるようにするという費用について、歳入歳出を同額で補正しているというものです。

続きまして 8 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 965 万 7,000 円は、歳入歳出の均衡を図るため前年度繰越金を活用するというもので、これにより前年度繰越金は 1,286 万 4,000 円の残とな

ります。

16 ページからは先ほどご説明した議員各位・特別職・一般職の手当などの増額変更、会計年度任用職員の配置予定による報酬等の増額変更に伴い給与費明細書を変更するというもので、19 ページまで記載しております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第 5 号についての説明は以上でございます。

続きまして、日程第 10、議案第 6 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。21 ページをご覧いただきたいと思えます。

議案第 6 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の簡易水道と事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,445 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 14 日提出、ニセコ町長、片山健也。

22 ページから 24 ページは後ほどご確認をいただきまして、25 ページ、事項別明細書の歳出ですが、今回の補正額合計 13 万 9,000 円については全て一般財源ということですが、

27 ページの歳出をご覧いただきたいと存じます。1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、人事院勧告により給与条例が改定されたことに伴い、簡易水道会計に係る会計年度任用職員の給与、期末手当、退職手当組合負担金及び一般職職員の勤勉手当を増額補正するというものでございます。

26 ページ歳入でございますが、これは歳出を賄うため、3 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金として 13 万 9,000 円を補正します。

28 ページから 30 ページについては一般職員及び会計年度任用職員の給与等を増額変更することから、給与明細書に変更内容を詳しく掲載したということでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第 6 号については以上でございます。

日程第 11、議案第 7 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

31 ページ、議案第 7 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,732 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 14 日提出、ニセコ町長、片山健也。

32 ページから 34 ページは後ほど確認をいただきまして、35 ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は 13 万 2,000 円。これについては全て一般財源ということですが、

それでは 37 ページ、歳出でございますが、1 款 2 項 1 目一般管理費ですが、人事院勧告により給

与条例が改定されたことに伴い、公共下水道会計に係る一般職員の給与、期末勤勉手当、退職手当組合負担金を増額更正するというものです。それに伴う歳入が 36 ページでございます。これらを賄うため、4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金として 13 万 2,000 円を補正するというものでございます。

38 ページから 39 ページにかけては一般職員の給与等の増額変更することから、給与明細書について変更しているというものでございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

議案第 7 号については以上でございます。なお、今回の一般会計及び二つの特別会計に係る補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料No.2 にまとめてございます。内容は補正の趣旨、補正後の各会計の総括、補正後の一般会計歳入歳出内訳、それから補正の枠組みとなっております。後ほどご参照いただきますようお願いをいたします。

議案第 5 号から 7 号については以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際議事の都合により、11 時 35 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 33 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長のほうから、先ほどの篠原議員に対するの回答がでございます。

○教育長（片岡辰三君） 時間をお取りいただきまして申し訳ございませんでした。先ほど篠原議員からご質問がありました、令和 4 年度の本日までの滞納状況につきましては、2 名、50,604 円という状況でございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

○1 番（篠原正男君） はい。

○議長（猪狩一郎君） これより議案第 1 号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子君） 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件ですけれども、これまでも人事院勧告で上がったたり下がったり、条例改正が何回かあったと思うんですけれども、これは勧告ですのでね、私はニセコ町議会でこれをそのまま据え置くとか決めることはできないのかなというふうに思っています。一般職や特別職とかね、一般給与、これ 2 号・3 号とかありますけれどもね、それはそちらのほうのニセコ町の行政のほうで検討していただくことで結構なんですけれども、ニセコ町議会としてこれを現在のままで置けないかと思っているんですけれども、それはいかがでしょうか。

それともう 1 点、いいですか。それとですね、すいません、その前にこの資料、給与勧告の手順の資料を読ませていただきましたが、この比較している給与のポイントなんですけれども、私が見る限りでは民間の給料との比較って書いてあるんですけれども、あくまでもこれはかなり大きい企業ですね。これを見てますと。先ほど渡されたので、きちっと目を通してないかと思ってるんです

けれども、職員が50名以上とか、社長とか副社長とか管理職とか、そういう方たちと比較したときに、この公務員のこの差額があるからっていうことをここに書いてあったと思いますけれども、これは先ほど申し上げたように、議会で議員が話し合っ、このまま据え置くとか、これからアップダウンもあるかもしれませんけれども、よほどの大きな変化がない限りは、そのまま給与を据え置くと。勧告に必ずしも従わなければならないのかということのを伺いたいと思っております。今まではもうそのとおりにやってきたと思いますけれども、それをちょっと検討していただきたいという点が一つ。

それからもう一つですね、ちょっとお聞きしたかったんですけども、補正予算の中でですね、12ページのところで、民生費のうち老人福祉費ですね。

(何事か声あり)

あ、すいません、じゃ後で質問させていただきます。失礼しました。

○議長(猪狩一郎君) 今の斉藤議員の質問ですが、これはニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に関する質問には該当しません。町が決めた事案ではないですから。斉藤議員がおっしゃっているのは、あくまでも議会議員の中で相談することであって、これは町側に答弁を求めるものではありません。

○5番(斉藤うめ子君) これは報酬等審議会で審議したとありますが。

○議長(猪狩一郎君) 今の質問は報酬等審議会とはまた別のものです。

○5番(斉藤うめ子君) これは質疑には値しないということですか。ただ、この議案に対して、繰り返しになりますけれども、議会として検討して、勧告に従う必要があるのかどうかということなんです。

○議長(猪狩一郎君) 人勧でこういうふうになったからそれをどうするかということですよ。町長には関係ない。議会議員の中です話。

○5番(斉藤うめ子君) ただこの議案は町から出されてきてることですので、議会としては検討しているわけではありませんので。改めて議会として検討してもいいのではないかなというふうに私は思います。

○議長(猪狩一郎君) だから、それは議会で話すことであって、町に質問することではないんです。

○5番(斉藤うめ子君) はい、じゃあ、どのように運んでいったらいいんでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) そういうことですので。

ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 職員の給料ということで、これは一般的な職員に関してですが、会計年度任用職員も職員ということではありますが、ここでは条例改正の対象になっておりません。ただ後で審議される補正予算には計上があるようですけれども、条例改正が必要なのか必要ないのか、その点について確認したいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 福村課長。

○総務課長(福村一広君) 会計年度任用職員も一般職の給与表を適用していることから、今回改定はございます。ただし、会計年度任用職員の条例に関しては、職員の給与表に準ずるように規定がありますので、それに準じて行うということで、今回は会計年度任用職員の条例については改定はございません。以上です。

○議長(猪狩一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 請負契約の変更についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより第4号 請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) 一般会計補正予算の中の12ページですけれども、ニセコハイツの除雪機の修繕費ということで100万円以上になってるんですけれども、これはもう12年間使われていて、除雪機を修繕したほうがいいのか、お金がかかっても新しいのを購入して、今どんどんいいのも出

てますのでね、それも検討されたのかどうか、その辺りを伺いたいと思っております。12年経っているとかかなり消耗も大きいですし、これからの除雪のことを考えると、お金が少し高くなっても新規購入のほうが良いこともあるのではないかと、その辺りを比較されたのかどうか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。実際にこちらの除雪機を管理しているのはニセコ福祉会ですので、ニセコ福祉会のほうでどういう検討されたかというところも確認した上で、今回補正の計上となっております。非常に大型の除雪機なもので、買うにしてもかなりの金額がかかるということなので、まず修繕のほうから検討したという経過がありました。近年、新品については非常に在庫不足ということで、1年以上前から頼んでも来るかどうかというような状況です。この機械については今シーズン乗り切るために、まず早急に修繕したいということでした。修繕をした上で今度新しい機械をいつどのようなかたちで整備していくのか、準備していくのかということ、状況が変われば発注して年内に来るとすることも十分考えられるんですけども、いかんせんこのような機械は発注してから1年以上の日数がかかるというふうに聞いてございますので、今回についてはまず修繕を行うというようなことで検討してございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいまの説明では新しいのを購入したにしても、1年以上前から注文とかなければならない、在庫がないということで、やむを得ないから100万円以上の修繕費がかかっていますけれども、一応今年はそれでもたせるとということで、実際こういう今使ってるような大型機ってというのは、おいくらくらいするものなんですか、新規で購入すると。今検討されてるかと思えますけれども。ちょっと教えてください、私もわからないもんですから。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） この程度の機械ということであれば、幅があるんですけども300万円ぐらいから、高いものでは500万円ぐらいと聞いてございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） すいません、もう1回お聞きしてもいいですか。こういうふうに修理したら、大体あと何年ぐらいもつとかっていう保証とかはあるんですか。新規で買ったなら300万円ぐらいだけれど、修理したら100万円だけれども、どのくらいもつ可能性とかそういうことは伺えますか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） そもそも機械については耐用年数、いわゆる保証期間というのが10年なり15年なりというのがついているんですけども、今回のこの修繕については修繕が原因で故障あるいは不具合が生じた場合には、その修繕に関わった業者に直ってないよという言い方ができると思うんですけども、この修繕をしたからあと何年もちますというような保証はないと思います。取りあえず今回は万全な修繕を行うというような体制で修理を行います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 10ページの新規職員採用のための出張、それからそれに関係する経費であります。先ほどの説明で今まで新規採用募集に応募がなかったということなんですが、これは東京

の会場を設定することによって、見通しとしてここに応募する方が相当数、相当数というか一定数が見えるという前提かと思うんですが、その見込みがどのぐらいなのか、それから実際採用しようとしている職員数、職種別にもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 今回東京で採用試験を行う見込みですけれども、現在見通しはまだ立っておりません。というのも、現在 22 日までの募集期間をしております、今のところ応募者はいませんので、実際に東京で行われるかどうかも含めて、今のところお答えすることがちょっとできない状況でございます。あと今回の採用見込みなんですけれども、若干名としております、具体的な数字はまだ決めていませんけれども、5 名程度は本当は採用したいというふうに思っています。退職やいろんな派遣、研修に出す都合も含め 5 名程度と考えていますが、それも応募状況によってはわからないという状況です。現在 4 月 1 日採用の職員については、まだ 1 人も決まっていない状況でございます、総務課としても相当な危機感を持って取り組んでおりますので、もし応募したいという方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけいただければと思っております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 副町長。

○副町長（山本契太君） もし誤解があればと思ひまして、つけ足してお話をさせていただきたいんですが、来年の 4 月からの職員採用については、町村会を含めて応募がなかったということではなくて、応募はあって面接もさせていただきましたが採用に至らなかったというのが現状でございます。その部分つけ足しをさせていただきたいと思ひます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 東京会場を設定して、より対象が広がるだろうという見込みだとは思ひんです。ただ、実際にいっちゃうかどうかは今のところわからない。実際に職員採用についてはどこも苦勞しているのかもしれませんが、例えば道内であっても大学など、もし技術系であれば技術系職員を採用したいということであれば、ターゲットを絞って PR するとか、それから中途採用で資格者を得たいということであれば、やはりいくつか対象を絞って宣伝に行くとか、何かそういう具体的な手だてを打たないと、恐らくネット情報とか紙の情報だけでは広く一般にとっても難しい状況ではないのかなと思ひます。ですから、何かこう創意といいますか、手だてを打つ必要があるんじゃないかと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） おっしゃるとおりでございます、私どもも町村会の試験はもちろん該当といいますか、その対象とさせていただきつつも、ほかの様々なチャンネルを増やして応募についての機会を増やしたいと考えております。少なくとも現在行っている町村会の試験の前にも、春といいますか春の早いうちにといいいますか、そういうことでの社会人募集であるとか、今回やるような東京会場で広く応募するとか、それから今ご指摘いただいたような技術職については学校訪問するなども含め、総合的に力を入れて進めていこうと検討しているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 職員 1 人採用で 3 億円の投資ということで、住民の皆さんの負託にこたえながら仕事を適正にさせていただくということで、我々も真剣にいろんなところに声かけですとか募集してきておりますし、今倶知安の第一会館でやっていると思ひますが、全国の皆さんが応募してきて第一会館で学科試験を受けます。それでまた何週間後かに今度は第二次の面接試験を受けに来

る。東京・大阪にいる学生がかなり大きなお金を使って2回も来れるのかということで、何度か後志町村会の正式な首長が入っている会議の中で、どうせ俱知安でやるわけですから東京や大阪でやったほうがいいのではないかと。広く人材募集して、そこで統一試験を当然やりますから、その中で各町村が面接するっていうことにすれば受験者の負担もなくなるし、応募数も増えるのではないかとのお話をさせていただきましたが、残念ながらそういう面では今のままでいいということでした。来年にあっては5月、6月の早い段階で、ニセコ町独自の試験も行って人材確保しなければならないのではないかとというような危機感を持っております。いろんなルートを通じて、これまでも大学の先生にお願いしたりいろんなことやってきました。先ほど給料の話もありましたが、大卒の初任給が公務員は非常に低いということで、今20数万円が当たり前の時代になっていて、なかなか人材確保が大変だという実態があります。今後もこういったことも試みながら、広く有用な人材を募集してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 10ページの20目14節工事請負費、旧庁舎解体工事約230万出ています。今後はあの跡に消防庁舎をとということで、きているんですけど、一向にどういう状況になっているか図面も何も我々のところに来ていません。今の状況でどの辺までどういうふうを考えられているのか。一番の問題としては、消防庁舎としていろいろな訓練の場を設けられるのかという問題と、駐車場の問題、それから冬の除雪の雪の問題、この辺を加味されて、いま設計に入っていると思うんですけど、一向に我々のところにどういう状況かというのはいまだに説明がないんですけど、どのようにしているか状況だけお聞かせ願いたい。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 浜本議員のご質問にお答えしたいと思います。9月に基本計画の策定について、事業者を決めて発注をしております。それでこの間、基本計画の発注事業者との打合せを随時行っておりまして、先週蘭越の消防庁舎を見てきている状況もあります。まだ具体的に議員の皆さんにご提案するほどの内容が詰まっているわけではなくて、もう少し時間が必要かなと思っております。消防とのやりとりもありまして、例えば具体的な敷地必要面積だとかも含めて調整を図っているところがございますので、そんなにお待たせするつもりは全然ないんですけども、できるだけ早い段階で一回ご提示させていただくような機会を設けたいと思っております。あと、消防庁舎建設に合わせて、発注方法についても鋭意検討している最中でありまして、そのための視察等も先月実施しております。実は町長にもまだ具体的に説明している状況ではないもんですから、その辺も含めて一回町長と協議をさせていただいた上で、議員の皆さんにもご提示させていただくような感じになるかなと思っております。時期的にはできれば12月の頭に一回状況説明をしようかなと思っておりますし、また具体的に図面が出てくるのは1月に入ってからかなと思っておりますので、その辺になりましたらまた改めてご説明させていただきます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 現段階で地下をつくる、つくらないによってもかなり土工事の額は変わってくる。今H鋼を打って矢板を止めている部分については、多分地下を使おうと思ってああいう状況にしているんだと思いますが、そういう状況を含めていまは減額になってはいますが、今後の在り方としては、それを潰すということになると逆に増額になる可能性もありますし、現時点でどうの

こうのっていうのは非常に判断は難しいかと思うんですけど、おおむねある程度のものができた段階で相談していただきたいと思っています。もうどうにもならない状況があつて、これしかどうしようもないということで我々に表示されても、我々も検討しようがないんで、その辺も含めて早めにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 浜本議員のおっしゃることよく私も理解しております。ただ、もともとの旧庁舎の敷地はいびつな形状を持っているということも皆さん見てご存じかと思ひます。できるだけそのいびつなところをデメリットと捉えるのではなくて、逆にメリットと捉えてどのようにしていくかについては考えておりますし、今のところはその地下部分というか、中2階というか、ちょっといびつな部分を、例えば防災倉庫にしようとかそういった案は出ておりますし、その辺の案がまとまりましたらまたご説明したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今担当のほうからもお話をさせていただいたように、ある程度皆さんのご意見もいただけるような状態で、一度ご提示申し上げたいと考えております。そのときに、今少し話もしてございましたけれども、発注の方式についても新しい方法を検討をしていると。これを取り入れるかどうかはまた別ですけれども、その辺のところも検討しているということなので、新しい発注方法になったとすれば、どうしてそのような形をとるのかということも含め、ご説明を申し上げたいと考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 2点伺ひます。1点目は10ページのただ今話題となっている件でございませうけれども、旧庁舎の撤去後の敷地の活用について、何か考えておられるか伺ひたい。というのは、この冬降雪期を迎えまして、道路の除雪対策ですとか様々な面で、現在の困りが支障になるのではないかという心配をするからであります。それと合わせて、現在の庁舎における駐車場の手狭感ほ他に類するものはないぐらい手狭だろうというふうに考えますので、ある程度駐車場を確保しつつ、また除雪対策もできるようにできないかというのが念頭にあり、質問をした次第です。

次に、先ほども話題となっておりますけれども、12ページのニセコハイツの除雪機の修繕なんですけれども、修繕箇所、具体的にどのようなものをどう修繕するのかというのがわかれば教えていただきたい。

以上2点よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 旧庁舎の活用方法については、現在覆いの部分は撤去している状況ではございませうけれども、堆雪場に使うということがまず一つ。それから、公用車の駐車場が今分散して置いてありますけれども、公用車の駐車場を一元的に戻したいと思っております。この冬についてはそういうふうと考えております。ご指摘の来客用駐車場は確かに狭いと思ひますので、その辺も確保できるかどうかも含めて検討させていただきますが、ただいま堆雪場に使おうと思ひている地下部分は、砂利をきちっと敷かないとぬかるんでしまうので、駐車場には適さないということで都市建設課とも話はしております。その辺の具体的な確保ができるかどうかも含めて、ちょっと検討させていただきますたいと思ひます。以上でございませう。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 篠原議員のご質問の修繕の部分についてお答えいたしたいと思えます。業者さんのほうに修繕に係る見積りを提出していただいております。まず症状といたしましては、サイドクラッチの部分の不具合、オーガハウジングケースの溶接による修理が必要、それからブローアのがたつきがある、油圧のオイル漏れがある、シュートストッパーが曲がっている、あとエンジンオイルが減っているところの点検が必要というような症状のようでございます。それで、これらを修理するにあたっては、トランスミッションとオーガの部分の脱着、一回出して確認して修理するという経費がかかるのと、これに伴う部品代、この部品代で一番大きいのがトランスミッションで、これを交換と言われております。生の金額で大体 42 万 4,000 円ぐらいということです。トランスミッションに係る取付けなどの経費が 9 万円ということで、この部分の修理が一番大きいのかなというところでございます。修繕、部品等と消費税まで含めまして、今回 109 万 9,000 円の修繕費という内容になってございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 篠原議員さんと浜本議員さんからあった質問の共通的なことですが、本当にイメージの概要ですけれども、これまで議会議員さんのご意見もいただきながら、駐車場構想、公用車とか防災車両を地下に入れると、その上を駐車場にするということの打合せをさせていただいております。基本的な考えとしては地下はこれまでどおり駐車場にし、その上に消防庁舎と駐車場をそれなりに置くというようなイメージで考えております。今回消防庁舎の耐震性がないということがわかりましたので、以前ご説明したかとは思いますが、消防庁舎をここに持つてくるために役場庁舎を解体するというので、役場庁舎の解体費自体が緊急防災対策事業債の対象として国の有利な借金を利用するというので、今回解体させていただきました。その上に消防庁舎を持つてくる、消防庁舎は当然緊急防災対策事業債の対象でありまして、率にもよりますが全体事業費の 7 割近くが交付税算入で応援いただけるというかたちになりますので、そういったものを利用して消防庁舎を建てさせていただくと。消防庁舎自体を解体すること自体も相当お金がかかりますので、その跡地をヘリポートにしようということで構想として全体のイメージを考えています。ヘリポートをつくるためには消防庁舎が邪魔になりますので、これは緊急防災対策事業債という起債の対象になってきます。ドクターヘリが来ても、今のヘリポートにはいつも車が入るのに苦労しているという実態がありますので、ヘリポートを整備したいと考えております。これにより、全ての整備が国の緊急防災対策事業債を利用させていただきながら整備ができるということになります。ニセコ町のそういった面の負担しているのは相当軽減されますので、全体の枠組みとして考え、具体的にどうしようかという検討に今入っているところであります。できるだけ粗々の案が出た段階でまたご相談をさせていただいて、意見調整をしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言をします。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(猪狩一郎君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和4年第8回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後12時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 高瀬 浩樹（原本自署）

署 名 議 員 榊原 龍弥（原本自署）